

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第五十九号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一
条第一項の規定に基づき昭和四十五年十二月に収去した飼料の分析検査の
概要を、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告 示 目 次

飼料の分析検査の概要
土地改良事業計画の適否の決定

◇ 雑 報
地方職員共済組合の昭和四十五年度変更事業計画及び予
算の要旨

◇ 正 誤
地方職員共済組合の役員の異動
昭和四十五年九月鳥取県告示第六百三十号中訂正

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検 査 結 果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん 白	粗脂肪	粗繊維	粉灰分	
豊橋市牟呂町字扇田21番地 豊橋飼料株式会社豊橋工場	69T D403	16.0 16.9	2.5 3.9	6.0 3.2	12.5 10.6	昭和45年12月8日 東伯郡大栄町西園1070 山田鶏卵店
マルト完全配合飼料成鶏用パールマッシュ	69T B34	17.0 17.8	3.0 4.5	6.0 2.7	10.0 7.2	
マルト完全配合飼料中雛育成用						
中雛用5B						

<p>マルト完全配合飼料大雛育成用 大雛用5B</p>	69TC57	14.0 14.1	3.0 4.0	6.0 3.4	10.0 8.4	<p>昭和45年12月3日 倉吉市藤城237 倉吉市藤城237 倉吉株式会社 倉吉営業所</p>
<p>マルト完全配合飼料幼雛用ハイチツク5B</p>	69TA7	21.0 22.1	3.0 4.0	6.0 3.1	9.0 5.1	
<p>マルト完全配合飼料 種豚用</p>	6122	14.0 14.4	2.5 4.3	8.0 4.8	10.0 8.1	<p>昭和45年12月3日 倉吉市藤城237 倉吉株式会社 倉吉営業所</p>
<p>呉市築地町9番地 クレマツ株式会社</p>	5877	14.5 15.0	3.0 3.7	6.0 4.4	9.0 7.3	
<p>クレマツ印完全配合飼料大雛用</p>	6058	15.0 15.9	2.5 3.6	7.0 3.1	11.0 11.0	<p>昭和45年12月3日 吉倉市宮川町177 日清飼料株式会社 神戸営業所倉吉駐在</p>
<p>クレマツ印完全配合飼料成鶏用リスル</p>	6022	16.0 16.1	3.0 3.2	10.0 7.3	10.0 9.0	
<p>神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清飼料株式会社神戸飼料工場</p>	69BC6	14.5 15.3	2.0 2.9	7.5 2.2	10.0 6.1	<p>昭和45年12月3日 吉倉市宮川町177 日清飼料株式会社 神戸営業所倉吉駐在</p>
<p>日清印若豚用完全配合飼料</p>	69BC8	13.0 13.7	1.5 3.3	7.5 3.5	10.0 5.0	
<p>名古屋港区北倉町2丁目1番地 ニッポン飼料株式会社名古屋工場</p>	5895	16.0 17.2	2.0 3.1	6.5 3.6	8.0 5.4	<p>昭和45年12月3日 東伯郡東伯町大字補安 田中米穀店</p>
<p>ニッポン印幼豚育成用 完全配合飼料子豚用</p>	5897	13.0 15.6	2.0 3.0	7.5 4.0	10.0 5.3	
<p>ニッポン印若豚育成用 完全配合飼料肉豚用2号</p>						

境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい食料株式会社 くみあい標準配合飼料中継用1号 55555 17.0 17.5 3.0 4.0 5.0 3.2 8.0 6.1 昭和45年12月7日						
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料大雑用 5954 14.0 14.9 3.0 3.4 7.0 3.4 10.0 5.7 昭和45年12月15日 米子市目久美町175 有限会社 高野令一商店						
カネニ印完全配合飼料 成鶏飼育用ニューカネニマッシュ 70TD299 16.0 16.4 2.0 3.9 6.0 2.7 12.5 7.6						
カネニ印完全配合飼料 若豚育成用カネトン 5298 14.0 15.5 1.5 3.5 7.5 5.2 10.0 7.0						

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 ノ 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査 結 果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん 白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
呉市築地町9番地 クレマツ株式会社 クレマツ印混合飼料竹号		9.5	3.9	1.5	1.9	昭和45年12月3日 倉吉市巖城287 クレマツ株式会社 倉吉営業所
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清飼料株式会社神戸飼料工場 日清印子豚育成用 完全配合飼料ネオビギー	表	15.0 16.6	2.5 3.6	5.5 2.6	7.5 5.5	昭和45年12月3日 倉吉市宮川町177 日清飼料株式会社 神戸営業所 倉吉駐在
日清印子豚育成用完全配合飼料	表	15.0 15.3	2.5 4.1	5.5 2.7	7.5 4.9	
名古屋港区北倉町2丁目1番地 ニッポン飼料株式会社名古屋工場 ニッポン完全配合飼料子豚用人工乳S.B	表	19.0 19.4	3.0 4.6	4.0 1.8	9.0 5.2	昭和45年12月3日 東伯郡東伯町大字浦安 田中米穀店
ニッポン印完全配合飼料種豚用A	表	15.0 16.4	1.5 3.5	10.0 4.7	10.0 7.0	
ニッポン印完全配合飼料種豚用B	表	13.0 15.0	1.5 2.8	10.0 6.7	10.0 6.2	
境港市竹内町 有限会社 新商店 フェザーミール		88.5	3.1	0.2	1.6	昭和45年12月7日

境港市渡町1168 〇〇 飼料工場 飼料用魚粉							票	47.0 48.9	10.8	0.6	28.0 28.0	昭和45年12月7日
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料スビード							表	15.0 15.5	2.5 3.8	6.0 3.3	7.0 4.7	
くみあい配合飼料ゴール							表	14.0 15.3	2.5 3.7	6.0 3.9	7.0 5.1	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他の特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第六十号

昭和四十五年九月一日付で東伯町長から申請のあつた土地改良(倉坂地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

昭和四十五年十一月二十五日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(伐株地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十六年一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 西伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和45年度変更事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和46年1月19日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭和45年度変更事業計画及び予算の要旨

第1 変更事業計画

1 基礎資料の変更

組合員数等

区 分	組合員数	給料月額(同人当り)	被扶養者数(同人当り)
当初計画	人 333,694	円 20,780,282(62,273)	人 570,085 (1.74)
変更計画	335,139	21,728,789(64,738)	590,058 (1.76)
比較増減	1,445	948,507(2,465)	10,973 (0.02)

2 各経理単位における変更の要旨

(1) 各経理単位共通事項

- ア 掛金及び負担金について給与の改定により計算を改める。
- イ 職員給与について、給与の改定により計算を改める。
- ウ その他の収入及び支出について、前年度決算の実績等により計算を改める。
- (2) 短期給付及び長期給付について、前年度決算及び給与の改定等により計算を改める。
- (3) 長期経理（福祉施設資金）
 - ア 投資不動産資金及び宿泊施設資金については、事業執行状況等をかん案して減額する。
 - イ 貸付経理資金については、資金需要の現状にかんかみこれを増額する。
- (4) 保健経理

ア 昭和44年度決算の結果に基づいて決定された特別福祉経理資金の使途は次による。

(イ) 不動産の取得のための積立金	4 支部	51,352千円
(ロ) その他の保健事業費	6 支部	113,043千円
(ハ) 宿泊経理への繰入れ	5 支部	18,489千円
合 計		182,884千円
イ 宿泊経理への繰入金は次のとおりである。		
(イ) 一般繰入	18支部	68,676千円
(ロ) 特別福祉経理資金繰入	5 支部	18,489千円
(イ) 全国的施設への繰入	麴町会館	30,000千円
	ゆうな荘	6,730千円
	小 計	36,730千円
(ロ) 宿泊施設経営改善資金	合 計	219,485千円
(5) 宿泊経理		
ア 長期借入金予定額の増減		
(不要額によるもの)	5 支部	△198,143千円

(施設の増改築等による追加分)

6 支部	95,390千円		
イ 本年度において施設を処分したもの (宮城県、栃木県、熊本県)			
建物	構築物	機械及び装置	合計
56,744千円	5,041千円	1,422千円	63,207千円
ウ 特別福祉経理資金(保健経理より繰入れ)			
繰入総額	5 支部	18,489千円	
エ 保健経理より繰入金は219,485千円である。			

(6) 貸付経理

組合員貸付資金需要状況にかんがみ貸付資金として長期経理より借入れる額2,269,036千円を増額する。

第2 変更予算

変更事業計画に基づき各経理単位ごとに収入及び支出の各勘定について、並びに資産、負債及び基本金の各勘定について計算を改めるものとし、その結果の概況は次のとおりである。

区 分	当初予算	変更予算	比較増減	区 分	当初予算	変更予算	比較増減
1 短期経理				6 宿泊経理			
収入	19,469	20,538	1,061	収入	3,425	3,432	7
支出	20,358	21,751	1,393	支出	3,288	3,354	66
差引当期損益	△ 889	△ 1,213	324	差引当期損益	136	78	△ 59
支払準備金	2,908	3,107	199	別途積立金	658	658	—

